

適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン改訂案の概要

趣 旨

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第59号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」について、必要な改訂を行うもの。

概 要

1. 適格消費者団体の要請等に関する規定の追加に伴う対応

（1）業務規程の記載事項の追加等

業務規程の記載事項として、消費者契約法（平成12年法律第61号。以下「法」という。）第12条の3から第12条の5までに規定する要請を行うことを決定する方法等に関する事項を追加等することとする。

（2.（8）ア(イ)、(ウ)関係）

（2）帳簿書類の追加等

法第12条の3から第12条の5までに規定する要請に関して作成されるべき帳簿書類及びその記載事項を追加等することとする。

（5.（1）エ、オ関係）

（3）改善命令がなされる場合の例示の追加等

適格消費者団体に改善命令がなされる場合である「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」の例示として、法第12条の3から法第12条の5までに規定する要請に関し、およそ要件を満たさないことが明らかであるにもかかわらず、これらの法に基づく要請として、これに応じることを繰り返し求めるなど、法第12条の3から第12条の5までの規定の趣旨に反する行為をする場合を追加することとする。

（5.（4）イ関係）

2. 法第25条に規定する「正当な理由」の例示の追加等

秘密保持義務の例外として認められる「正当な理由」に関し、消費者被害の救済を目的として、適格消費者団体が特定適格消費者団体に対して情報提供すること、個別具体的な事情によっては「正当な理由」に該当し得ることを明示するほか、「正当な理由」が認められると考えられる具体例を追加することとする。

（4.（3）関係）

3. その他

以上のほか、所要の改訂を行うこととする。

以上